

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る

介護保険の適用について

計 1 枚（本紙を除く）

Vol.1067

令和4年4月 19 日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164、2260）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局）
各区市町村介護保険主管部（局）

厚生労働省老健局介護保険計画課

ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る介護保険の適用
について

外国人に対する介護保険の適用については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の関係法令に基づき、「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて（平成 24 年 1 月 25 日付け老介護 0 1 2 5 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）」において、お示ししているところです。

今般の情勢を受け、出入国在留管理庁において、避難を目的としてウクライナから日本に「短期滞在」の在留資格で入国した方（以下「ウクライナ避難民」という。）が、本邦滞在を希望する場合、就労可能な「特定活動（1 年）」の在留資格への変更許可申請を受け付ける取扱い（出入国在留管理庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/ukraine_support.html）を参照）としています。

ウクライナ避難民に係る介護保険の適用については、下記のとおり、現行の外国人に対する適用と同様の取扱いとなりますので、各市町村におかれましては御了知いただきますようお願いいたします。

記

ウクライナ避難民に係る介護保険の適用については、現行の外国人に対する介護保険の適用と同様の取扱いとなること。

具体的には、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する外国人住民を介護保険の被保険者とする。